

## 共同募金助成要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、島根県内において民間の社会福祉事業、更生保護事業、その他の社会福祉を目的とする事業を営む者に対し、公正適正な助成の決定をなし、寄付者の信託に答えることを目的とする。

### (助成方針)

第2条 助成は募金した年の翌年度の事業費に充てるものとする。ただし、歳末たすけあい募金、使途指定寄付金及び災害その他緊急の必要ある場合はこの限りでない。

2 助成を受ける者及び助成額の決定は一カ年毎に行う。

### (助成対象)

第3条 共同募金は、社会福祉法にいう社会福祉事業、更生保護事業法にいう更生保護事業及び社会福祉を目的とする事業を行っている施設、団体に対して助成する。

2 共同募金は、次の各号の一つに該当するものは助成しない。

- (1) 福祉を目的としても、生活困難者のために無差別平等の取り扱いをせず、構成員の互助共済のみを行うもの
- (2) 社会福祉を政治、宗教、組合等の運動のためにその手段として行われ、取り扱いの対象がその関係者に限られているもの。
- (3) 助成金以外の収入によって必要な経営ができるものとみなされるもの
- (4) 経営の基礎、管理の状況等が不十分で地域の寄付者から信頼されていないもの
- (5) その名称の如何にかかわらず営利のために行っているとみなされるもの
- (6) 国または地方公共団体が経営し、またはその責任に属するとみなされるもの
- (7) 助成決定をした日から1カ年以内において、助成決定を受けた事業実施に必要な資金を得るために寄付金募集をするとみなされるもの

### (助成申請)

第4条 共同募金の助成の申請は次のとおりとする。

- (1) A募金の助成を受けようとするものは、助成申請書を島根県共同募金会（以下「本会」という。）に提出しなければならない。ただし、テーマ募金については、別に定める赤い羽根共同募金「しまねテーマ募金」実施要綱の定めるところによる。
  - (2) B募金の助成を受けようとするものは、助成申請書を島根県共同募金会共同募金委員会（以下「共同募金委員会」という。）に提出しなければならない。
- 2 助成を受ける者の選定及び助成額の算出は別に定める助成基準による。
- 3 歳末たすけあい募金の助成の申請については、別に定める。

### (助成明示)

第5条 助成を受ける者は、助成金の使途及び経理について内容を明らかにしなければならない。

### (調査及び監査)

第6条 本会及び共同募金委員会は、助成申請者及び助成申請事業について調査することができる。

2 本会及び共同募金委員会は、助成を受けた者及び助成事業について監査することができる。

### (助成取消)

第7条 本要綱に違反したとき及び次に掲げる事項に該当するときは、助成決定を取消し助成金の全部

または一部を返還させることができる。ただし、特別の事情があると認められたときは、この限りでない。

- (1) 事業の成績が極めて不良と認められるもの
- (2) 助成金を指定事業に使用しないもの
- (3) 助成金の決定後、事業の一部休止または廃止したもの
- (4) 官公営に移管したもの
- (5) その他本会において不相当と認めたもの

附 則

- 1 この要綱は、平成9年4月1日より施行する。
- 2 昭和38年7月17日制定の島根県共同募金配分要綱は、これを廃止する。

附 則

この要綱は、平成13年3月16日より施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日より施行する。